

## 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の受給者の人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。今回、新たに年金生活者支援給付金を受け取る人は、日本年金機構へ請求書の提出が必要です。すでに給付金を受け取っている人は、新たな手続きは不要です。

- ☑️ 老齢基礎年金を受給している65歳以上で、世帯員全員が市町村民税非課税となっており、年金収入額とその他所得額の合計が88万1,200円以下の人
- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、前年の所得額が472万1,000円以下の人
- ※扶養親族がいる人は異なります。

### 請求方法 ・新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象者は、日本年金機構から9月上旬から順次届く、請求が可能である旨のお知らせと同封されている「はがき(年金生活者支援給付金請求書)」を記入し、目隠しシールと切手を貼って提出してください。提出がまだの人は、令和5年1月4日(水)までに日本年金機構に届き、請求手続きが完了するように投かんすると令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

### ・年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きとあわせて、草津年金事務所または国保年金課で請求手続きをしてください。

### ☎️ 給付金専用ダイヤル

☎️0570(05)4092(ナビダイヤル) ※050で始まる番号で電話する場合は☎️03(5539)2216(一般電話)

受付時間 月曜日：午前8時30分～午後7時(祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付け)

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

※お問い合わせの際は、はがき(年金生活者支援給付金請求書)をご用意ください。

・日本年金機構草津年金事務所 ☎️(567)1311

・国保年金課 ☎️・☎️(582)1120 ☎️(582)1138



日本年金機構  
ホームページ

## ふとん丸洗いサービス

布団(掛または敷布団の合計2枚まで)を回収し、丸洗い・乾燥してお届けします。預かり期間中は、代わりの布団を無料で貸し出しできます。

🕒回収 12月5日(月)～10日(土)

配達 12月12日(月)～17日(土)

※回収とお届けの日時はこちらで指定し、事前にハガキなどでお知らせします。

☑️市内在住で要介護3以上の人

💰1,000円/1枚(回収時に集金)

📅10月28日(金)までに下記へ申し込み。

📌丸洗いできる布団の種類は、綿・羽毛・羊毛・化繊です。

- ・この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を受け実施します。



## 歳末たすけあい激励金を交付

市民の皆さまからの「歳末たすけあい募金」の一部を、経済的な事情で生活にお困りの世帯へ「激励金」として交付します。

💰1世帯当たり1万円程度(募金状況や申し込み状況によって変動)

☑️市内在住で、令和3年中の世帯総収入が次の基準額以下の世帯(生活保護受給世帯は対象外)

世帯員数	1人	2人	3人	4人
基準額	108万円	168万円	228万円	312万円

※5人以上の世帯の基準額は、4人世帯の基準に1人当たり36万円を加算した額となります。

📄世帯全員分の課税・非課税証明書(令和4年度分)、申請書  
※18歳未満または高校生以下の人の課税・非課税証明書は不要

📅11月15日(火)までに直接、下記へ申し込み。申請書は、下記に設置または守山市社会福祉協議会ホームページからダウンロード可。

👥一緒に住む全員を同一世帯とみなします。

・申込世帯の個人情報は、担当の民生委員に提供します。

・12月中に、地域の民生委員・児童委員が申込者の自宅へ激励金(現金)をお届けします。



ホームページ

関守山市社会福祉協議会 ☎️・☎️(583)2923 ☎️(582)1615